

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を公表する。

令和元年 10 月 31 日

上越市監査委員 大原 啓 資

上越市監査委員 山 川 と も 子

上越市監査委員 波 多 野 一 夫

記

- 第 1 監査の種類 定期監査
- 第 2 監査の対象 名立区教育・文化グループ、自治・地域振興課(中部まちづくりセンター含む)
大島区市民生活・福祉グループ、清里区市民生活・福祉グループ及び教育・文化グループ、生活環境課、高齢者支援課
- 第 3 対象年度 平成 29 年度・30 年度
- 第 4 監査の方法 提出された資料に基づき、帳簿、書類の全部又は一部を抽出調査するとともに、担当職員からの説明を受けた。
- 第 5 監査の期間 令和元年 5 月 7 日 ～ 10 月 28 日
名立区教育・文化グループ

令和元年 9 月 2 日 ～ 10 月 28 日
自治・地域振興課(中部まちづくりセンター含む)、大島区市民生活・福祉グループ、清里区市民生活・福祉グループ及び教育・文化グループ、生活環境課、高齢者支援課
- 第 6 監査の結果 以下の指摘以外は、おおむね適正であった。

被監査課等	内容
名立区教育・文化グループ	<p>○名立区スクールバス管理運営費</p> <p>乗車人数と回収した使用料の現金及び回数券との突合について、一人当たりの利用料金は定額だが、市営バス回数券や高齢者外出支援の利用券、頸城バスの回数券、身体障害者割引等の制度が併用されており、それぞれの人数を正確に把握するのが難しいため、毎日の突合はしていないとの回答であった。しかしながら、回収した現金と利用者数の確認を行うことは収納業務の基本であることから、確認方法を検討し、確実に収納するよう改善されたい。</p>